

「防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用等に関する検討会」について

平成26年5月22日
防災・減災分科会座長決定

「新戦略推進専門調査会分科会について」（平成25年10月3日新戦略推進専門調査会決定）第5項に基づき、防災・減災分科会に「防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置くこととし、その運営について以下のとおり決定する。

- 1 検討会は、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等の記載及び防災・減災分科会が示す方針に沿って、災害対応の中心となる地方公共団体における民間情報等の活用方法の検討を行い、その結果について防災・減災分科会へ報告する。
- 2 検討会の構成員は、防災・減災分科会の構成員、防災・減災におけるSNS等の民間情報の活用に関して優れた識見を有する者、関連する民間事業者・団体、地方公共団体、及び関係府省から座長が指名する者とする。
- 3 検討会には主査を置くこととし、主査は防災・減災分科会の構成員である検討会の構成員の中から、座長が指名する。
- 4 検討会は、関係機関等に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 検討会会合は非公開とする。ただし、検討会主査が適当と認める者の傍聴を許すことができる。
なお、議事要旨を作成し、検討会終了後速やかに公開する。
- 6 検討会で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、検討会主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 検討会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。

新戦略推進専門調査会について

平成 25 年 6 月 14 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令(平成 12 年政令第 555 号)第 2 条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行うため、新戦略推進専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。
2. 専門調査会の委員は、内閣情報通信政策監及び高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者(当該委員が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員の場合にあっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長が指名する者)とする。
3. 専門調査会の会長は、内閣情報通信政策監とする。
4. 専門調査会は、その決定により、新戦略の推進管理等を行うために専門的分野について調査・審議等を行う分科会を置くことができる。分科会に属すべき専門調査会の委員は会長が指名する。分科会に座長を置き、座長は分科会の構成員となる委員のうちから会長が指名する。会長は、専門調査会の委員のほか、構成員として分科会に属する者を委嘱することができる。
5. 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. 専門調査会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

新戦略推進専門調査会分科会について

平成 25 年 10 月 3 日
新戦略推進専門調査会決定

1. 世界最先端 I T 国家創造宣言（以下「創造宣言」という。）及び新戦略推進専門調査会について（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）第 4 項に基づき、新戦略推進専門調査会に、重点分野に係る戦略の推進に必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施するために、電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成、規制制度改革の各分科会を置く。
2. 分科会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
3. 分科会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 分科会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。